

第5章 地盤沈下

1. 概 要

地盤沈下とは地表面の沈降現象であり、原因には下記の5つが考えられています。

- 自然的原因 ①表層部分の自然圧密
 ②地殻変動
- 人為的原因 ③地下水の採取
 ④天然ガスかん水の採取
 ⑤重量物の圧密

千葉県内をみると、東葛地域、京葉臨海地域、北総地域においては、主に①及び③により、九十九里地域では④により地盤沈下が生じています。

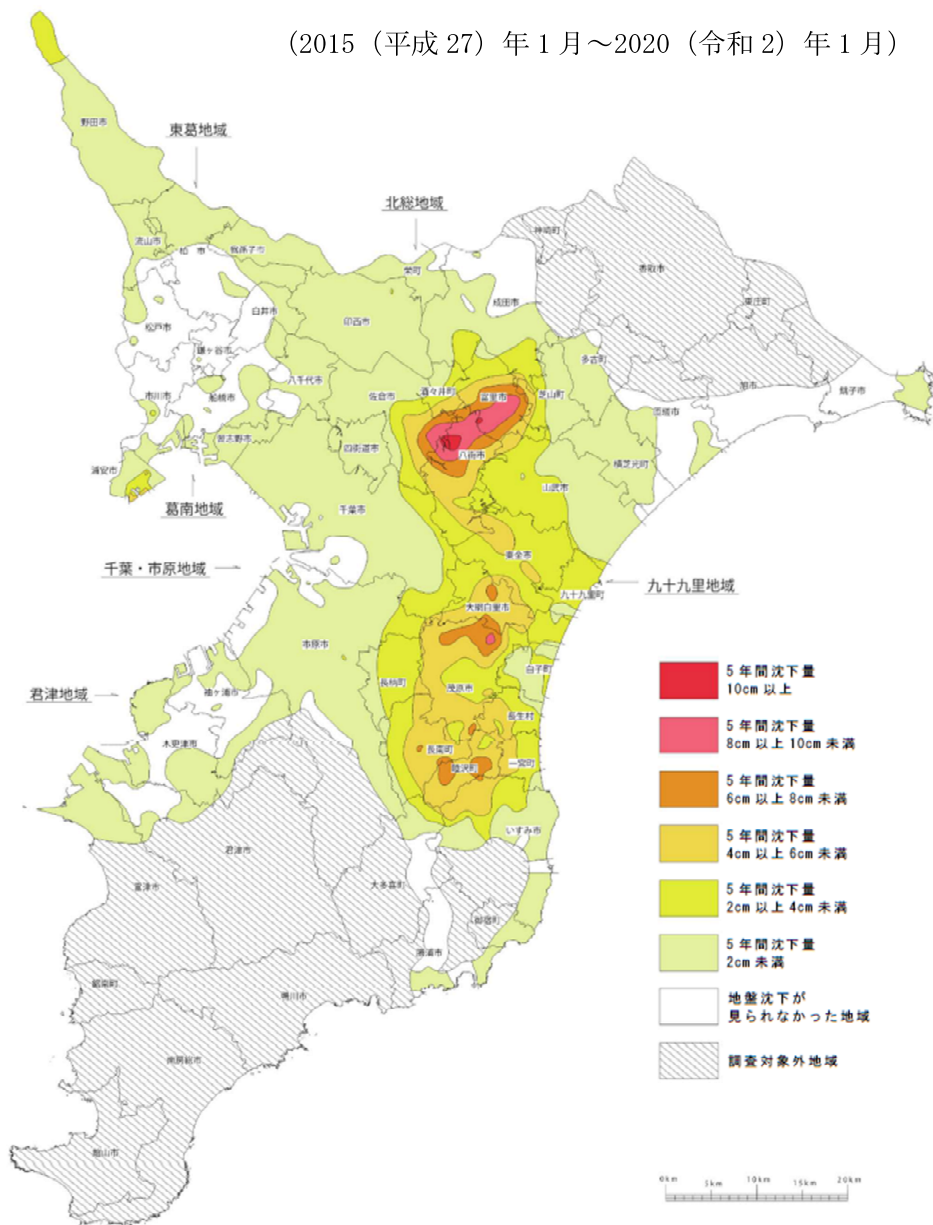


図 2-5-1 千葉県水準基標変動図 (5 年間変動図)

なお、いわゆる典型 7 公害の 1 つに数えられている地盤沈下は、事業活動その他、人の活動によって生ずる相当範囲の地盤の沈下であって、自然的原因によるものは除くこととしています。これによるひどい被害には、不等沈下による建造物、土木構造物の傾斜、あるいは破損等が挙げられますが、特に臨海部での地盤沈下は、高潮、集中豪雨などによる浸水被害を増す恐れがあり、内陸部を含めて、地盤の高低関係の狂いは災害の危険性を増大させます。

地盤沈下の特徴は、進行が緩慢で感覚的にも確認が難しいため、被害が大きくならなければ認識されにくいことと、一度沈下した土地は復元不可能であるということです。このため地盤沈下は、進行を防止するばかりでなく、予防することが特に重要です。

2. 観 測

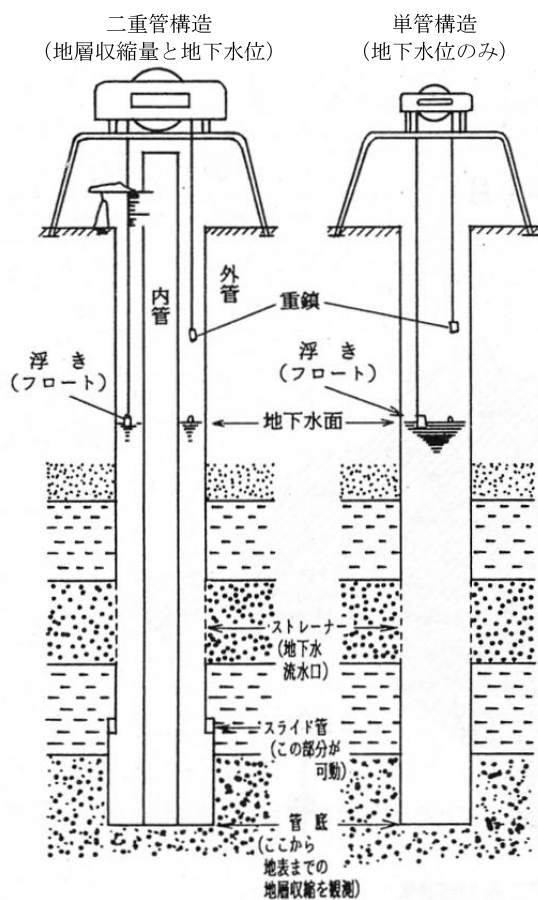


図 2-5-2 地盤沈下観測井の原理図

地盤沈下の動きを知るための手段としては、現在、水準測量と地盤沈下観測井による観測の 2 つの方法がとられています。

水準測量は、県内各所に設けた水準点の標高を、年 1 回その年の 1 月 1 日を基準として測定し、前年との標高差により地盤の変動量を算出するものです。

地盤沈下観測井は、沈下が地下のどの部分でどのように生じているかを知るためのものであり、地層の収縮量と地下水位を測定しています。観測井は単管構造あるいは二重管構造になっており、単管構造では地下水位のみを観測していますが、二重管構造では地下水位と地層の収縮量の観測を行っています。二重管構造の観測井は、太い管の内側に井戸の底に固定された細い管があり、地表面から井戸の底までの地層が収縮することによって生ずる内管の抜け上がり量を自記記録するしくみになっています。地下水位は「浮き（フロート）」の上がり下がりによって測定しています。

地下水位は地下水量の増減だけでなく、気圧の影響なども受けて変化しますが、地層の収縮による沈下を推測する上でも、地盤沈下の監視に大きな役割を果たしています。

北総地域では、1974（昭和 49）年から千葉県による水準測量が開始されており、現在、市内には 45 か所の水準点で水準測量を実施しており、7 か所の地盤沈下観測所に 20 本の観測井が設置されています。

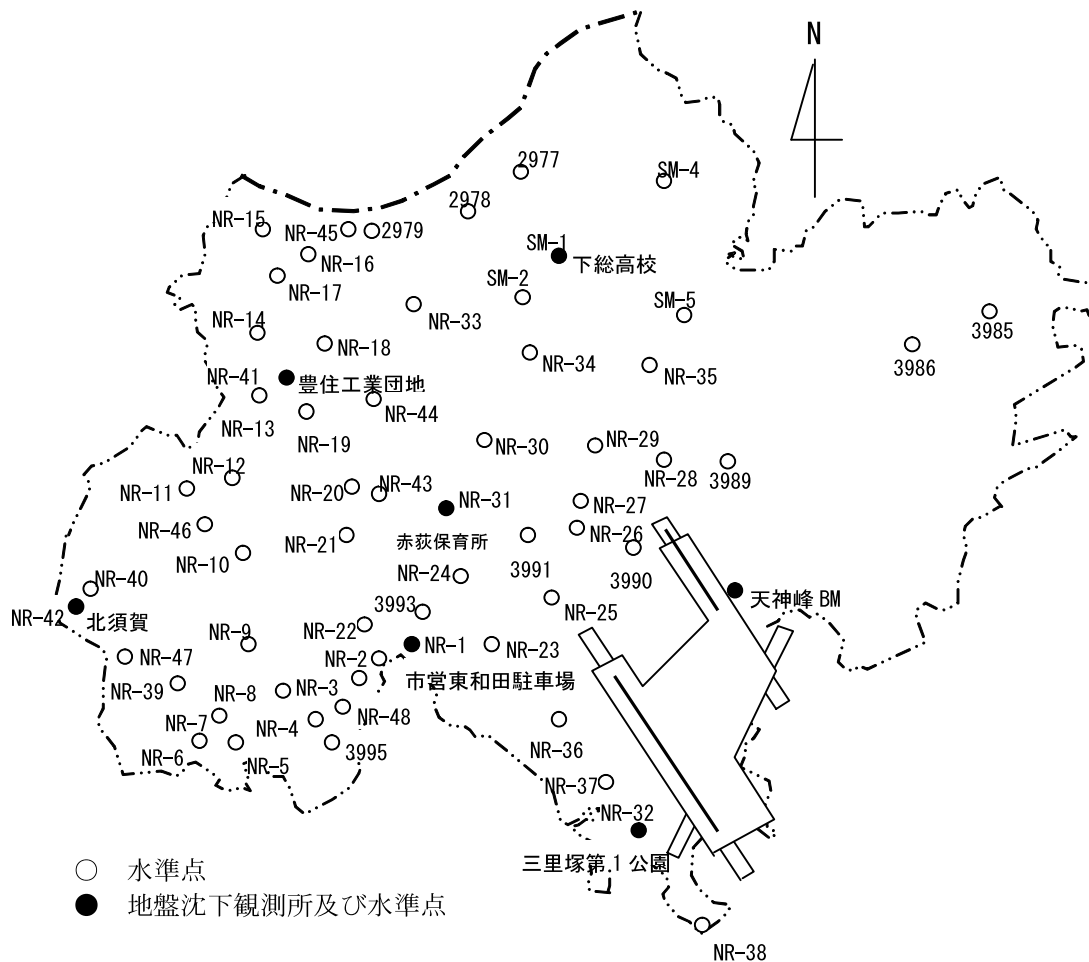


図 2-5-3 市内水準点・地盤沈下観測所位置図

3. 現 状

2019（平成 31）年 1 月から 2020（令和 2）年 1 月までの本市における地盤沈下の変動傾向を見ると、顕著な地盤沈下は及び隆起はありません。

本市における最大地盤沈下量は並木町字並木添（3995 水準点）の 5.8 mm で、前年度（6.9 mm）に比べて地盤沈下量は減少しています。また、5 年間の累計最大地盤沈下量は、三里塚字上町（NR-32 水準点）で 3.7cm、主要な水準点のうち観測開始 7 年（1980（昭和 55）年）からの累計最大地盤沈下量は、芦田（NR-44 水準点）で 77.5cm でした。

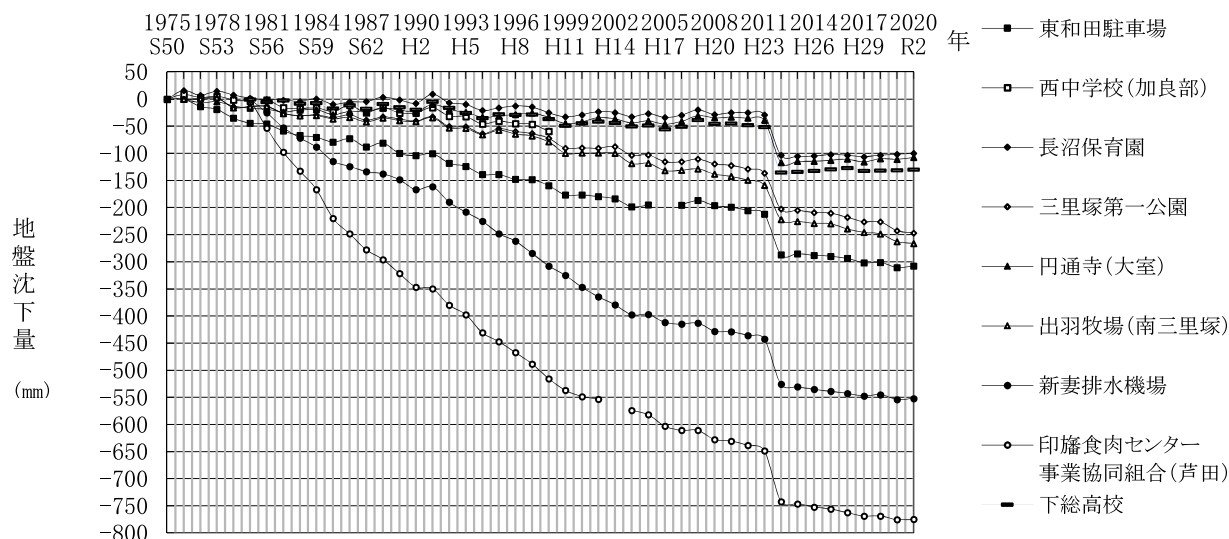
また、2019（平成 31）年 1 月から 2020（令和 2）年 1 月までの本市における地下水位の変動傾向を見ると、多量の地下水を使用する夏期に水位が下がり、冬期に回復する傾向を示しています。本市を含めた北総地域の地下水位は、1975（昭和 50）年頃からほぼ横ばいの傾向にあります。

表 2-5-1 一等水準点設置場所及び測定結果

標石番号	所在地			標高(m)		変動量 (mm)	備 考
	字 名	番 地	目 標	2019 (H31) 年 1 月	2020 (R2) 年 1 月		
2979	安西字屋敷添	68	根木名川排水機場	3.6522	3.6527	0.5	
3990	十余三字西部	25	(株)地下調査工業向側	38.6651	38.6668	1.7	
3991	東和泉字境前	443-2	道路脇				未測定
3993	寺台字保目	436	保目神社	8.0080	8.0114	3.4	
3995	並木町字並木添	5	道路脇	40.6093	40.6035	-5.8	
NR-1	東和田字前河面	396-3	市営駐車場観測井脇	6.8465	6.8492	2.7	
NR-2	花崎町	760	成田市役所	11.0200	11.0195	-0.5	
NR-3	不動ヶ岡字荻分	2158-4	なりた翔洋学園高等部脇				廃止
NR-4	飯田町南向野	90-1	成田赤十字病院				未測定
NR-5	大袋字椎塚田	354-2	大袋消防小屋				未測定
NR-6	宗吾	1-558-1	宗吾霊堂内	34.7143	34.7121	-2.2	
NR-7	台方字宮谷	744-1	宅地				未測定
NR-8	加良部	5-11	西中学校				未測定
NR-9	吾妻	1-22-4	北総浄水場成田給水場				未測定
NR-10	松崎字浅間	2001-5	宅地				未測定
NR-11	大竹字細田	1816-2	道路脇	5.2632	5.2601	-3.1	
NR-12	松崎字遠原	20	成田西陵高等学校				未測定
NR-13	南羽鳥字松ヶ下	570-23	成田合成(株)向側	12.9902	12.9932	3.0	H17 移転
NR-14	南羽鳥字鍛冶内	100	熊野神社	29.3586	29.3650	6.4	
NR-15	竜台字膳棚	384	竜台共同利用施設	6.0814	6.0807	-0.7	
NR-16	北部	2520	新目神社	2.2002	2.2007	0.5	
NR-17	北羽鳥字下萱場	2155-1	北羽鳥北部共同利用施設	4.1726	4.1737	1.1	
NR-18	長沼字城之内	495-3	長沼保育園	4.2129	4.2145	1.6	
NR-19	宝田字辺田	1929	宝田公民館	4.7830	4.7862	3.2	H15 移転
NR-20	宝田字島巡り	912-1	JA 成田市農業機械事務所	3.9522	3.9580	5.8	
NR-21	押畑字浅間下	1173	道路脇				未測定
NR-22	幸町	948-1	成田小学校				未測定
NR-23	山之作字供養塚	359-2	八富成田斎場ペット火葬場				未測定
NR-24	東金山字東山	243	道路脇				亡失
NR-25	小菅字中台	284-2	道路脇	11.7930	11.7964	3.4	
NR-26	野毛平字植出し	1093	道路脇				未測定

標石番号	所在地			標高(m)		変動量 (mm)	備 考
	字 名	番 地	目 標	2019 (H31) 年 1 月	2020 (R2) 年 1 月		
NR-27	小泉字堀越	576-2	道路脇				未測定
NR-28	大室字竜面	1770	竜面共同利用施設脇	39.4875	39.4893	1.8	
NR-29	小泉字谷津口	1146	小泉脇鷹神社	38.3532	38.3576	4.4	
NR-30	西和泉字富地	41-2	西和泉消防器具庫	14.1304	14.1333	2.9	
NR-31	赤荻字宮下	1042	赤荻共同利用施設	13.2917	13.2940	2.3	
NR-32	三里塚字上町	2	三里塚第一公園	40.1244	40.1201	-4.3	
NR-33	磯部字郷	485	姫宮神社				未測定
NR-34	幡谷字宮下	573	香取神社	37.3450	37.3485	3.5	
NR-35	大室字仲妻	766-1	円通寺	17.2643	17.2676	3.3	
NR-36	大清水字栄通	19	遠山中学校				未測定
NR-37	本三里塚字宮下西	199-11	本三里塚第二共同利用施設				未測定
NR-38	南三里塚字東	330-2	出羽牧場	40.5864	40.5830	-3.4	
NR-39	下方字浅間下	1832	麻賀多神社向側	3.4346	3.4342	-0.4	
NR-40	北須賀字大坂	98	根山神社	4.4642	4.4643	0.1	
NR-41	南羽鳥字松ヶ下	570-17	豊住工業団地	14.1113	14.1146	3.3	
NR-42	北須賀字上外埜	1243-1	甚兵衛公園駐車場脇	1.0409	1.0408	-0.1	
NR-43	新妻字村柳	1699-2	新妻排水機場	2.3106	2.3125	1.9	
NR-44	芦田字埜岸	2420	印旛食肉センター	1.1641	1.1650	0.9	H14移転
NR-45	安西字堤外	35-2	安西共同利用施設	4.2913	4.2916	0.3	
NR-46	松崎字新田	2605	稲荷神社	4.5225	4.5205	-2.0	
NR-47	下方字門川	1379	成田鑑賞魚センター	1.8479	1.8485	0.6	
NR-48	不動ヶ岡	2006-2	不動ヶ岡青年館	19.1555	19.1505	-5.0	H11新設
天神峰BM	天神峰字道場	81-1	県花植木センター跡横	34.8973	34.8983	1.0	
2977	猿山	1080	成田市役所下総支所	7.9961	7.9993	3.2	
2978	滑川	8	道路脇	8.4624	8.4646	2.2	
SM-1	名古屋	1212	県立下総高校	32.8857	32.8871	1.4	
SM-2	高倉	49	高倉共同利用施設跡	20.6950	20.6975	2.5	
SM-4	中里	308	楽満寺	19.3010	19.3035	2.5	
SM-5	成井	615-1	成井コミュニティセンター	37.8734	37.8758	2.4	
3985	桜田	941	桜田小学校	38.8917			未測定
3986	伊能	1348-20	大須賀小学校下	12.2449			未測定
3989	吉岡	1217-29	道路脇	38.5310			未測定

図 2-5-4 市内主要水準点の経年地盤変動傾向図



※ 西中学校(加良部)は1999(平成11)年以降未測定。

印旛食肉センター事業協同組合(芦田)は2002(平成14)年再設置。

表 2-5-2 地盤沈下観測井の諸元

井戸番号	観測井設置場所	井戸掘削年月日	井戸口径(mm)	井戸深度(m)	ストレーナー位置(m)	井戸構造
成田-1	成田市東和田 市営駐車場内	1974(S49).3	350	100.40	51.90~85.08	二重管構造鋼管
成田-2	〃	1974(S49).3	上部 850 下部*1200	271.78	206.68~239.88	〃
成田-3	成田市三里塚 三里塚第一公園	1975(S50).3	350	50	18.065~29.14	〃
成田-4	〃	1975(S50).3	350	120	66.34~99.407	〃
成田-5	〃	1975(S50).3	350	180	126.263~159.311	〃
成田-6	成田市赤荻宮下 1025	1975(S50).3	350	60	33.0~44.0	〃
成田-7	〃	1975(S50).3	350	140	63.0~95.0	〃
成田-8	成田市南羽鳥 豊住工業団地内	1975(S50).3	350	100	64.0~84.6	〃
成田-9	〃	1976(S51).3	350	50	23.4~34.4	〃
N-1	成田市赤荻宮下 1025	1975(S50).3 .26	150	30	13.5~24.5	鋼管単管
N-2	成田市南羽鳥 豊住工業団地内	1976(S51).3 .25	100	150	121.6~143.7	〃
N-3	成田市北須賀上外埜 1243-1	1978(S53).3 .20	300	40	28.0~38.0	〃
N-4	〃	1978(S53).3 .20	上部*2300 下部 150	140	117.5~132.5	〃
N-5	〃	1978(S53).3 .20	〃	90	67.5~82.5	〃
N-6	成田市天神峰道場 81-1	1979(S54).3	200	45	20.4~31.4	〃
N-7	〃	1979(S54).3	200	85	62.9~73.9	〃
N-8	〃	1979(S54).3	200	115	92.9~104.5	〃
S i -1	成田市名古屋 1212	1979(S54).3	200	45	28.5~39.5	〃
S i -2	〃	1979(S54).3	300	75	51.1~62.2	〃
S i -3	〃	1979(S54).3	200	100	80.2~91.2	〃

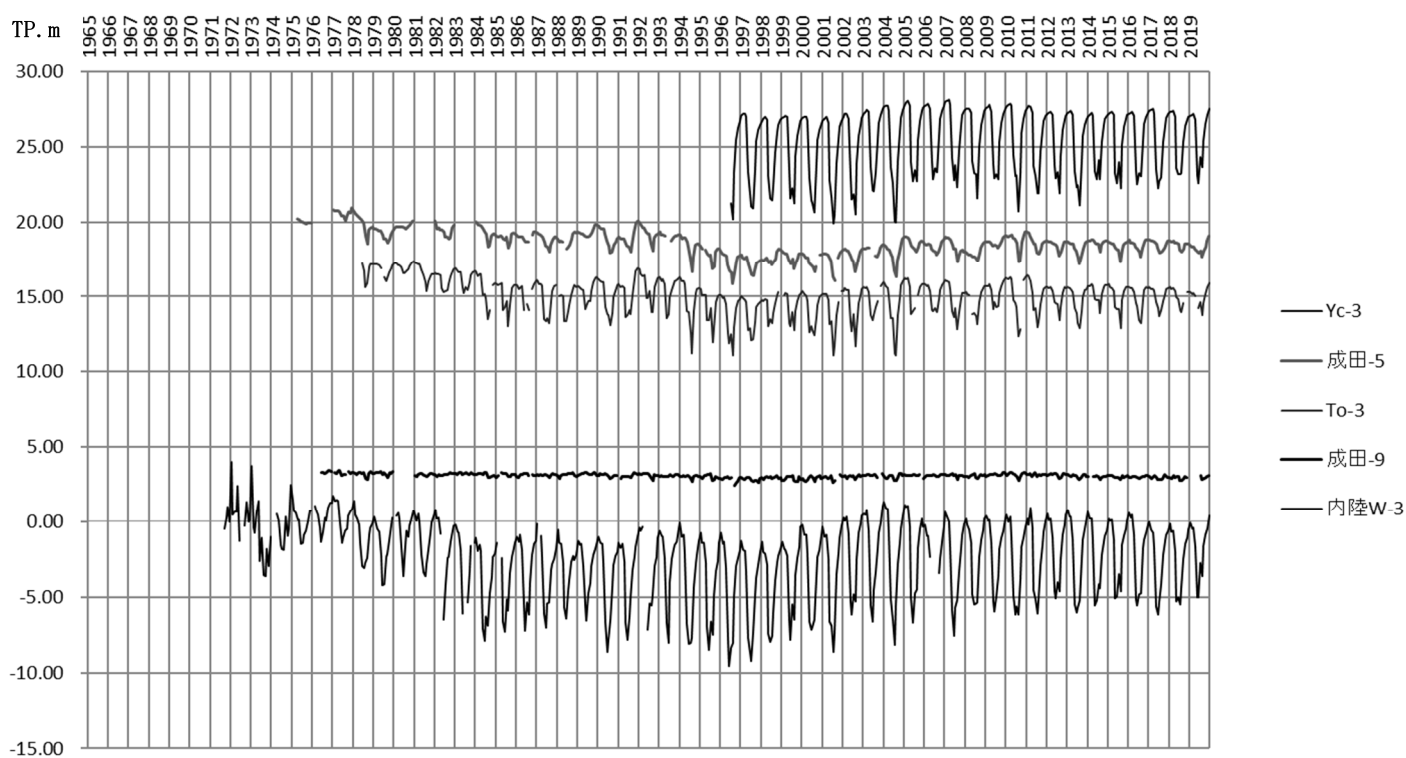
※1 96.13m 以深

※2 60m まで

表 2-5-3 主要地点の観測井緒元

名 称	所 在 地	井戸深度(m)	ストレーナー位置 (m)
Y c-3	八街市沖 運動公園	139	102~132
成田-5	成田市三里塚 三里塚第一公園	180	126~159
To-3	富里市七栄 七栄共同墓地	130	113.5~124.5
成田-9	成田市南羽鳥 豊住工業団地内	50	23.4~34.4
内陸W-3	佐倉市石川 井戸作南公園	110	100~110

図 2-5-5 主要地点の地下水位変動図



4. 地下水採取状況

本市に設置されている揚水施設から採取された地下水の用途別割合をみると、水道用に最も多くを使用していることがわかります。これは、ニュータウンと空港を除く本市の上水道が70%以上を地下水に頼っていること、また、地下水を利用する空港周辺のホテルが多数あることによります。地下水の総揚水量は、最近数年間では横ばいの傾向を示しています。

また、現在本市で稼働している天然ガス井戸は7本あり、かん水の地上排水量の合計（日平均）は、2010（平成22）年10,383 m³/日、2011（平成23）年10,395 m³/日、2012（平成24）年10,241 m³/日、2013（平成25）年10,060 m³/日、2014（平成26）年10,898 m³/日、2015（平成27）年10,721 m³/日、2016（平成28）年10,586 m³/日、2017（平成29）年9,368 m³/日、2018（平成30）年10,796 m³/日、2019（令和元）年10,106 m³/日となっています。

表 2-5-4 地下水揚水量の推移 (単位：m³/日)

年	水道用	工業用	建築物用	農業用	その他	合 計
2010(H22)	20,990	3,953	2,034	179	1,992	29,148
2011(H23)	18,774	3,746	1,606	157	2,036	26,319
2012(H24)	18,703	3,737	1,608	126	2,142	26,316
2013(H25)	18,927	3,415	1,731	238	2,048	26,359
2014(H26)	18,760	3,185	1,649	193	2,015	25,802
2015(H27)	19,417	2,808	1,548	196	2,105	26,074
2016(H28)	19,981	2,511	1,484	145	2,064	26,185
2017(H29)	19,741	2,618	1,557	173	2,028	26,117
2018(H30)	20,461	2,880	1,421	135	2,069	26,966
2019(R1)	20,516	2,362	1,235	84	1,994	26,191

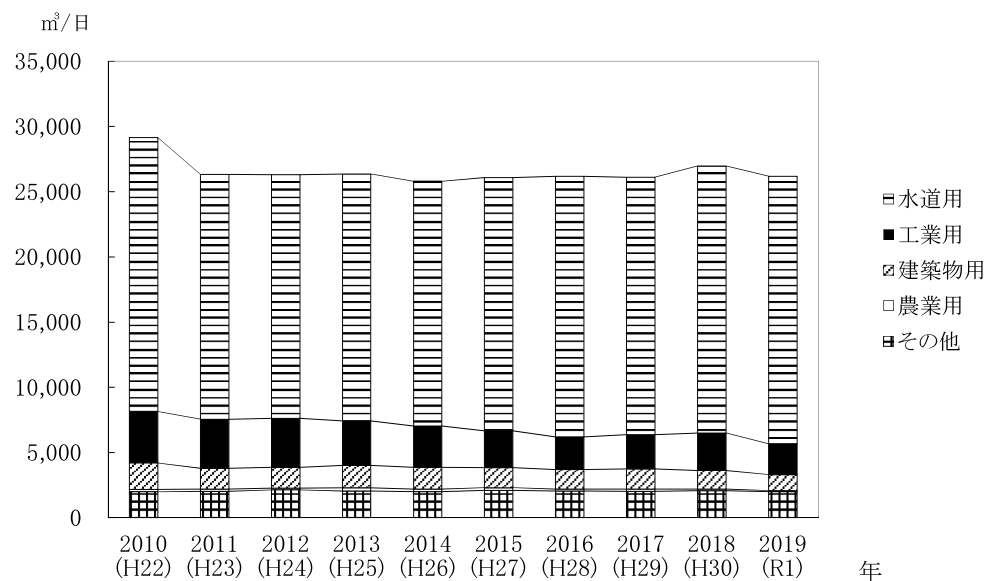


図 2-5-6 地下水揚水量経年変化

5. 対 策

地盤沈下を防止するため、地下水については、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）、及び千葉県環境保全条例に基づいて指定地域が定められ、その採取を規制しています。本市では、千葉県環境保全条例と成田市公害防止条例により、揚水機（ポンプ）の吐出口断面積が6cm²（口径約27.6mm）を超える井戸を対象にして市内全域が規制されており、これに該当する揚水機を設置する場合は、許可または届出が必要です。

現在（2019（令和元）年度末）本市には、この二つの条例により許可及び受理された井戸が227本あり、定期的に揚水量調査も行われ、地下水の汲み上げ状況を監視しています。

また天然ガスかん水については、企業との地盤沈下防止協定に基づき、地上排水限度量の削減等が県により指導されており、本市においてもこれに沿って行政指導を行っています。

その他の施策としては、工場、ホテル等における地下水の適正利用及び再利用の推進や、上水道における利根川水系表流水の使用、また、給水区域においては条例の規制対象外の小規模揚水施設についても水道に転換させることなどを、地盤沈下対策の一環として指導しています。

表 2-5-5 地下水採取規制一覧

法令名	指定地域	許可基準		規制対象
		ストレーナーの位置	吐出口断面積	
工業用水法	市川市、浦安市、船橋市、松戸市、習志野市、千葉市（国道14号及び16号以西）、市原市（国道16号以西）、袖ヶ浦市（国道16号以西）の地域	650m以深	21cm ² 以下	工業用水 （工業とは製造業[物品の加工修理業を含む]、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう。）
建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）	市川市、浦安市、船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市、習志野市、千葉市（県営水道給水地域内）、市原市（県営水道供給地域内）	650m以深	21cm ² 以下	冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水洗便所用水、公衆浴場用水（浴室の床面積の合計150m ² 以上のもの。）
千葉県環境保全条例	市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市、鎌ヶ谷市、浦安市、袖ヶ浦市、長柄町	650m以深	21cm ² 以下	工業用水法及びビル用水法に規定される用水、上水道用水、工業用水道用水、農業用水、鉱業用水、ゴルフ場（10ha以上）における散水の用途。 ただしビル用水法の指定地域にあってはビル用水また工業用水法の指定地域にあっては工業用水をそれぞれ除く。
	木更津市、君津市、富津市、四街道市	350m以深	21cm ² 以下	
	野田市、成田市（旧大栄町を除く）、佐倉市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市（旧山武町に限る）、酒々井町、栄町、芝山町	250m以深	21cm ² 以下	